

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業に係る区域及び区分（平成14年岩手県告示第902号の2）の一部を次のように改正する。

令和4年12月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	漁業の区分	加入区 の名称	区 域	漁業の区分
[略]			[略]		
大沢加 入区	下閉伊郡山田 町大沢の区域	1 総トン数10トン未満の漁船に より棒受網を使用してさんまを とることを目的とする漁業 2 1以外の総トン数10トン未満 の漁船漁業 3 総トン数10トン以上20トン未 満の漁船漁業 4 定置漁業 5 雑魚磯建網等漁業	三陸や まだ加 入区	三陸やまだ漁 業協同組合の 地区	1 総トン数10トン未満の漁船漁 業 2 総トン数10トン以上20トン未 満の漁船漁業 3 定置漁業 4 雑魚磯建網等漁業
山田湾 加入区	下閉伊郡山田 町境田町、川 向町、中央町 、八幡町、後 楽町、飯岡、 長崎、北浜町 及び山田の区 域	1 総トン数20トン未満の漁船に より棒受網を使用してさんまを とることを目的とする漁業 2 1以外の総トン数10トン未満 の漁船漁業 3 1以外の総トン数10トン以上 20トン未満の漁船漁業 4 雑魚磯建網等漁業			
織笠加 入区	下閉伊郡山田 町織笠の区域	1 総トン数10トン未満の漁船漁 業 2 小型いか釣り漁業 3 2以外の総トン数10トン以上 20トン未満の漁船漁業 4 定置漁業 5 雑魚磯建網等漁業			
大浦加 入区	下閉伊郡山田 町船越第18地 割から第23地 割までの区域	1 総トン数10トン未満の漁船に より専らはえ縄を使用してさけ をとることを目的とする漁業 2 1以外の総トン数10トン未満 の漁船漁業 3 総トン数10トン以上20トン未			

		<u>満の漁船漁業</u> <u>4 定置漁業</u> <u>5 雑魚磯建網等漁業</u>			
[略]			[略]		
綾里加 入区	[略]	1 [略] 2 総トン数10トン未満の漁船に より主として船びき網を使用し ていさだをとることを目的とす る漁業 3～7 [略] <u>8 定置漁業</u> <u>9 [略]</u>	綾里加 入区	[略]	1 [略] 2 総トン数10トン未満の漁船に より主として船びき網を使用し ていさだをとることを目的とす る漁業 <u>及び定置漁業</u> 3～7 [略] <u>8 [略]</u>
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					